

山梨の計量年報

令和5年度事業

(令和6年度版)



2025年は、近代日本の計量制度開始から
150周年を迎えます

山梨県計量検定所

ま え が き

適正な計量制度の確立は、経済の発展や生活の安定・消費者利益の保護を含めた文化の向上に寄与します（計量法第1条）。

本県においても適正な計量の実施を確保するため、検定・検査による「正確な計量器の供給」、立入検査等による「適正な計量器の使用の確保」、計量を正しく理解するための「計量思想の普及・啓発」等を実施しております。

また、計量行政の効率化や民間活力の推進を図るため、平成22年度から指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関である一般社団法人山梨県計量協会へ定期検査業務、計量証明検査業務を委託しております。

本県では今後も、関係機関と連携を図りながら、正しい計量を確保するための業務に取り組んでまいりますので、皆様方からもご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

この計量年報は令和5年度に実施しました本県の業務実績をまとめたものです。本県の計量行政を御理解いただくための参考資料としてご活用いただければ幸いです。

目次

第1 あらまし	- 1 -
1. 沿革	- 1 -
2. 所管業務	- 1 -
3. 庁舎の概要	- 2 -
4. 職員の配置状況	- 3 -
5. 歳入	- 3 -
6. 基準器及び検定・検査設備の保有状況	- 4 -
第2 計量関係事業の登録・届出・指定	- 6 -
1. 特定計量器の製造事業の届出（法第40条）	- 6 -
2. 特定計量器の修理事業の届出（法第46条）	- 6 -
3. 特定計量器の販売事業の届出（法第51条）	- 7 -
4. 指定製造事業者の指定（法第90条）	- 7 -
5. 計量証明事業の登録（法第107条）	- 7 -
6. 適正計量管理事業所の指定（法第127条）	- 8 -
7. 計量士の登録（法第122条）	- 8 -
第3 特定計量器の検定（法第16条）	- 9 -
1. 主な特定計量器の検定有効期間	- 9 -
2. 特定計量器の検定実績	- 10 -
第4 基準器検査（法第102条）	- 11 -
1. 主な基準器の検査有効期間	- 11 -
2. 基準器検査実績	- 12 -
第5 依頼検査	- 12 -
00第6 特定計量器の定期検査（法第19条）	- 13 -
1. 定期検査実績	- 13 -
2. 定期検査に代わる計量士の検査（法第25条）	- 16 -
第7 計量証明検査（法第116条）	- 17 -
第8 立入検査（法第148条）	- 18 -
1. 特定計量器に係る立入検査	- 18 -
2. 計量関係事業者への立入検査	- 18 -
3. 商品量目立入検査	- 18 -
第9 計量思想の普及啓発等	- 20 -
1. 計量記念日事業	- 20 -
2. その他	- 20 -
□巻末資料□	- 21 -

第1 あらまし

1.沿革

(1) 計量法の沿革

明治 24年	度量衡法公布
42年	度量衡法改正
昭和 26年	計量法公布（公布日の6月7日が「計量記念日」となった。）
平成 4年	新計量法公布（平成5年11月1日施行。「計量記念日」が11月1日に変更された。）
11年	地方分権一括法の成立、地方自治法及び計量法の一部改正 （平成12年度から機関委任事務が自治事務と法定受託事務に再編、移行）

(2) 計量検定所の沿革

明治 24年	度量衡法公布により、県農商課に度量衡係を設置
25年 12月	山梨県告示第101号により、県庁構内に常置度量衡検定所を設置
36年 12月	山梨県告示第8号により、常置検定所を廃止
37年 1月	山梨県度量衡検定所を設置
大正 4年 4月	恩賜県有林財産課庁舎内に移転
昭和 20年 3月	庁舎火災により、県議会議事堂地下室に移転
21年 4月	県教育庁庁舎内に移転
27年 6月	山梨県告示第132号により、山梨県計量検定所と改称
37年 8月	舞鶴公園内アメリカ駐留軍庁舎跡に移転
39年 6月	甲府市住吉二丁目1番16号 住吉県合同庁舎内に移転
42年 5月	次長制を導入
43年 4月	山梨県行政組織規則施行により、庶務・検定（2係）を設置
55年 4月	山梨県行政組織規則改正により、係制を廃止
平成 2年 4月	指導及び検定検査担当（2担当）を設置
4年 4月	指導、検定及び検査担当（3担当）を設置
11年 4月	指導及び業務課（2課）を設置
12年 3月	山梨県計量法関係手数料等に関する条例公布
21年 1月	笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎内に移転
22年 4月	山梨県行政組織規則改正により、課制を廃止

2.所管業務

当所は、計量法（平成4年5月20日法律第51号。以下「法」という。）の目的である適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として、次の事業を実施しています。

- 計量関係事業者の登録・届出及び指導
- 指定製造事業者、適正計量管理事業所等の指導

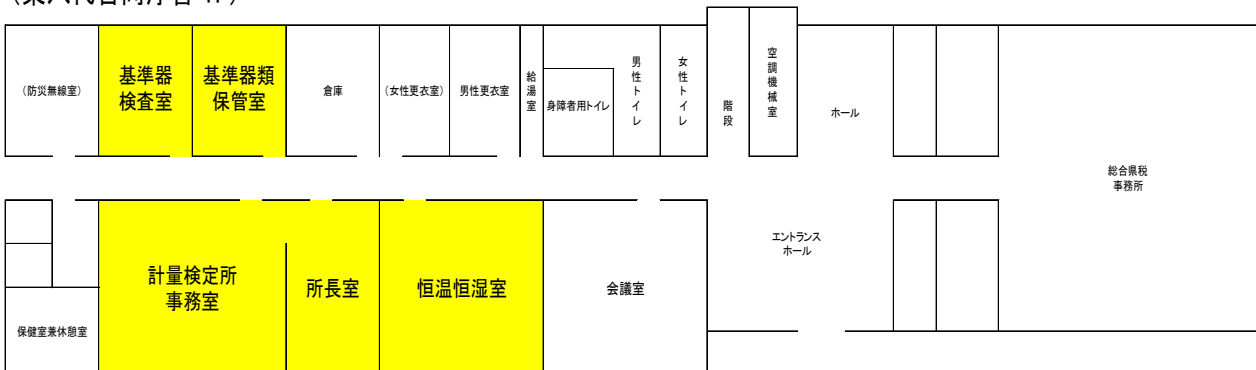
- 計量関係団体の指導・育成、計量管理の指導
- 計量思想の普及・啓発
- 計量に関する統計及び報告
- 特定計量器の検定及び使用に関する指導
- 基準器検査
- 依頼検査
- 公的質量標準供給体制の維持・運営
- 特定計量器の定期検査業務
- 計量証明に使用する特定計量器の計量証明検査業務
- 特定計量器・計量関係事業者等に係る立入検査

なお、甲府市は計量法上の特定市町村（甲府市計量検査所）として、市内における特定計量器定期検査及び立入検査並びに計量思想普及事業等を行っています。

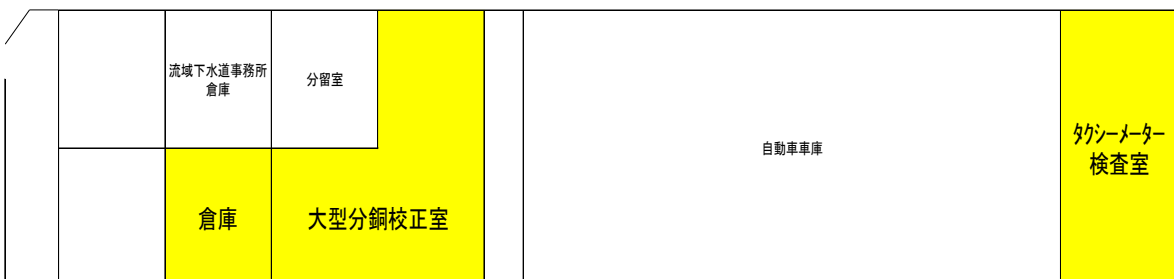
3.庁舎の概要

敷地（県有地）	10,117.08 m ²
東八代合同庁舎（鉄筋コンクリート3階建）	4,727.96 m ²
○ 所長室・事務室・恒温恒湿室・基準器検査室・基準器類保管室	183.25 m ²
○ タクシーメーター検査室	61.05 m ²
○ 大型分銅校正室	94.325 m ²
○ 倉庫	30.525 m ²

（東八代合同庁舎 1F）



タクシーメーター検査室・大型分銅校正室



4.職員の配置状況

【職員の配置状況】

令和6年4月1日現在

区分	事務吏員	小計	会計年度任用職員	合計
所長	1	1		1
計量スタッフ	3	3	2	5
計(人)	4	4	2	6

5.歳入

【収入証紙消印実績】

収入科目	令和5年度		令和4年度		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	件数	実績額(円)	件数	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)	実績額(円)
計量証明事業登録手数料					53,800		107,600		107,600
計量証明事業の登録証の訂正・再交付手数料	1	1,750	2	3,500	1,750	1,750	5,250	1,750	
計量証明事業の登録簿謄本交付手数料									
計量証明事業の登録簿閲覧手数料									
指定製造事業者検査手数料									
適正計量管理事業所指定手数料			1	2,550	2,550				
法第127条第3項の検査手数料			1	7,400					
特定計量器検定手数料	6,555	2,120,470	7,188	1,954,770	1,616,900	1,495,120	1,096,820	1,680,910	1,831,940
装置検査手数料	978	684,600	926	648,200	669,900	660,800	770,700	773,500	804,300
基準器検査手数料	32	136,720	60	151,500	27,000	27,000	81,200	212,920	151,300
特定計量器定期検査手数料									
依頼検査手数料					16,640	3,200	10,240	10,880	9,600
計量証明検査手数料									
登録に関する証明事務手数料	17	6,800	16	6,400	6,400	5,200	6,400	5,200	6,400
その他の証明事務手数料	5	2,000	14	5,600	4,800	6,800	14,000	14,000	8,000
計	7,588	2,952,340	8,208	2,779,920	2,399,740	2,199,870	2,092,210	2,699,160	2,919,140

6.基準器及び検定・検査設備の保有状況

特定計量器の検定や検査を行うための設備で主なものは、次のとおりです。

(1) 基準器

種類	型式又は能力	数量
1級基準巻尺	2m	1
タクシーメーター装置検査用基準器	Y4型両輪式	1
〃	HRT-1型可搬式	1
基準手動天びん	30kg/200mg	1
〃	5kg/50mg	1
〃	500g/20mg	1
〃	200g/1mg	1
〃	5g/0.1mg	1
基準台手動はかり	20kg	1
直示天びん	200g	1
特級基準分銅	10kg～1mg	1組
1級基準分銅	10kg～1mg	2組
基準ガラス製温度計	-2℃～52℃	2
大型車載燃料油メーター検査装置	基準燃料油メーター	1
液体メーター用基準タンク(燃料油メーター用)	20ℓ	1
〃	18ℓ	1
〃	10ℓ	1
〃	5ℓ	1
〃	2ℓ	1
基準全量フラスコ	10ℓ	1
〃	5ℓ	1
〃	2ℓ	1
基準ビュレット	50mℓ	1

(2) 検定・検査設備

種類	型式又は能力	数量
電子台はかり	1,100kg	2
電子天びん	26.1kg/1mg	1
〃	2,300g/0.1mg	1
〃	520g/0.01mg	1
〃	220g/0.01mg	1
〃	2,100g/10mg	1
〃	210g/0.1mg	1
〃	32.2kg/100mg	1
皿手動はかり	10kg	1
〃	2kg	2
〃	1kg	2
電気抵抗線式はかり(量目取締用)	2.2kg	2
1級実用基準分銅(ステンレス)	10kg	131
〃	5kg	11
〃	2kg	10
〃(真ちゅう等)	10kg～1mg	1組
2級実用基準分銅(鋳鉄)	1,000kg	12
〃	500kg	96
〃(真ちゅう等)	1kg～10mg	3組
〃(増おもり型)	2kg以下	3組

(3) 車輛

種類	型式又は能力	数量
小型貨物自動車	三菱ランサー 1,500cc	1
〃	トヨタサクシード 1,500cc	1
フォークリフト	三菱FGE25T 2.5t	1

第2 計量関係事業の登録・届出・指定

1. 特定計量器の製造事業の届出（法第40条）

特定計量器の製造事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事を経由して経済産業大臣に届け出ることになっています。

【特定計量器製造事業者数と事業区分】 ※ 従たる事業場を除く。

令和6年3月31日現在

事業区分	届出件数	新規(令和5年度)	廃止(令和5年度)
質量計第1類	1		
質量計第2類	1		
分銅等	1		
水道メーター第1類	2		
水道メーター第2類	1		
微流量燃料油メーター	1		
排水積算体積計等	1		
圧力計第1類	2		
圧力計第2類	1		
血圧計第1類	1		
照度計	1		
濃度計第1類	2		
ホッパースケール	1		
充填用自動はかり	1		
コンベヤスケール	1		
自動捕捉式はかり	1		
その他の自動はかり	1		
計(事業者実数)	20(8)		

※ 事業者一覧は巻末資料を参照

2. 特定計量器の修理事業の届出（法第46条）

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事に届け出ることになっています。

【特定計量器修理事業者数と事業区分】

令和6年3月31日現在

事業区分	届出件数	新規(令和5年度)	廃止(令和5年度)
タクシーメーター	4		
質量計第1類	4		
質量計第2類	1		
自重計	8	1	
自動車等給油メーター	1		
小型車載燃料油メーター	1		
大型車載燃料油メーター	1		
濃度計第2類	0		
濃度計第3類	0		
自動捕捉式はかり	2		
その他の自動はかり	2		
計(事業者実数)	24(16)		

※ 事業者一覧は巻末資料を参照

3. 特定計量器の販売事業の届出（法第 51 条）

特定計量器の販売事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、都道府県知事に届け出ることになっています。

【特定計量器販売事業者数と事業区分】

令和6年3月31日現在

事業区分	届出件数	令和5年度	
		新規	廃止
質量計	149	1	0

4. 指定製造事業者の指定（法第 90 条）

届出製造事業者の申請により、一定水準以上の品質管理能力を有すると経済産業大臣に認められた者は、省令で定める事業区分に従い、その工場又は事業場ごとに指定製造事業者の指定を受けることができます。指定を受けた事業者は、製造した特定計量器について、公的機関の検定に代えて技術基準に基づく自主検査により基準適合証印を付すことができます。



基準適合証印

【指定製造事業者数と事業区分】

令和6年3月31日現在

事業区分	指定件数	令和5年度	
		新規	廃止
微流量燃料油メーター	1		
計(事業者実数)	1(1)		

※ 事業者一覧は巻末資料を参照

5. 計量証明事業の登録（法第 107 条）

計量証明の事業を行おうとする者は、省令で定める事業区分に従い、その事業所ごとに所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

【計量証明事業者数と事業区分】

令和6年3月31日現在

事業区分	登録件数	令和5年度	
		新規	廃止
長さに係る計量証明			
質量に係る計量証明	23		
面積に係る計量証明			
体積に係る計量証明			
熱量に係る計量証明			
濃度に係る計量証明	17		
音圧レベルに係る計量証明	5		
振動加速度レベルに係る計量証明	5		
計(事業者実数)	50(40)		

※ 事業者一覧は巻末資料を参照

6.適正計量管理事業所の指定（法第 127 条）

特定計量器を使用する工場及び店舗等のうち、当該計量器を検査するための設備を有し、計量士のもとで計量器の精度等の維持管理を行い、適正な計量の実施を確保する体制が整っている事業所は、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができます。指定を受けた事業所は、自主的に適正な計量管理を実施することから、公的機関の定期検査が免除され、自社 PR のための標識を掲げることができます。



適正計量管理
事業所の標識

【適正計量管理事業所数と使用する特定計量器数】 令和6年3月31日現在

事業所名	指定事業所数		使用する特定計量器数		指定者
	県管轄	特定市	県管轄	特定市	
日本郵便(株)	223	43	419	99	山梨県知事
パナソニックコネク(株)	1	-	83	-	〃
日本通運(株) ロジスティクスビジネスユニット	2	-	2	-	〃
日本通運(株) フォワーディングビジネスユニット	-	1	-	17	〃
ユニー(株)	1	-	41	-	〃
生活協同組合ユーコープ	-	1	-	2	〃
計	227	45	545	118	〃

7.計量士の登録（法第 122 条）

計量士は、計量器の検査やその他の計量管理を適確に行うため必要な知識経験を有する者として法に定められた資格で、その業務を行うには、都道府県知事を経由して経済産業大臣の登録を受ける必要があります。

【計量士数と区分】 令和6年3月31日現在

区 分		登録件数	新規(令和5年度)
一般計量士		20	
環境計量士	濃度	94	2
	騒音・振動	42	
計(実人数)		156(116)	2(2)

第3 特定計量器の検定（法第16条）

取引又は証明用に使用する特定計量器は検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができません。

この検定は、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所及び指定検定機関の（財）日本品質保証機構がそれぞれ実施していますが、一般に使用される特定計量器については、都道府県知事が行っています。（法第70条）

検定に際しては、法で定める一定の条件（構造・器差）に適合したものを合格とし、合格した計量器には検定証印を付しています。（法第72条）

装置検査はタクシメーターについて行う検査で、検定と同様にこれに合格したものでなければ使用することはできません。合格したタクシメーターには装置検査証印を付しています。（法第75条）

なお、特定計量器は、計量検定所に持ち込み受検するのが原則ですが、運搬困難なもの等については、特定計量器の所在場所で検定を行っています。



検定証印



装置検査証印

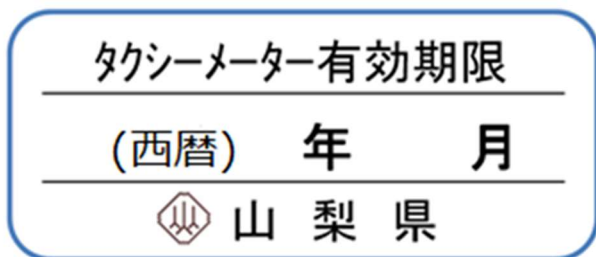
1. 主な特定計量器の検定有効期間

検定等の有効期間が定められている主な特定計量器は、次のとおりであり、この期間が過ぎたものは、取引又は証明に使用することはできません。

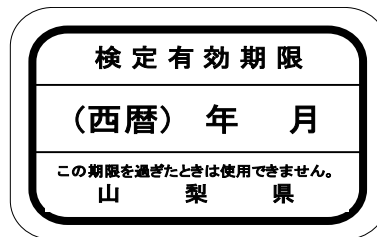
【主な特定計量器の検定有効期間】

特定計量器の種類	有効期間	備考
タクシメーター(装置検査)	1年	
ガスメーター	10年	総発熱量が1m ³ につき90メガジュール未満で使用最大流量が16m ³ 毎時以下のもの
	10年	総発熱量が1m ³ につき90メガジュール以上で使用最大流量が6m ³ 毎時以下のもの
	7年	上記以外のもの
水道メーター	8年	
燃料油メーター	7年	自動車の燃料タンク等に燃料油を充てんするための機構を有するものであって給油取扱所に設置するもの
	5年	上記以外のもの
液化石油ガスメーター	4年	
ガラス電極式水素イオン濃度計	6年	指示計
	2年	検出器
騒音計	5年	
振動レベル計	6年	

なお、タクシメーター・燃料油メーター・液化石油ガスメーターの合格器物には、次の有効期限表示ラベルを貼付しています。



○ タクシメーター用



○ 燃料油メーター用

○ 液化石油ガスメーター用

2. 特定計量器の検定実績

【令和5年度 特定計量器の検定実績】

	検定数			不合格数	不合格率 (%)	検定手数料 (円)	
	製造	修理	計				
タクシメーター(装置検査)	0	978	978	26	2.66	684,600	
質量計	電気式はかり	1	6	7	0	0.00	62,300
	手動てんびん	0	0	0	0	0.00	0
	等比皿手動はかり	0	0	0	0	0.00	0
	その他の手動式はかり	0	0	0	0	0.00	0
	ばね式指示はかり	0	0	0	0	0.00	0
	手動指示併用はかり	0	0	0	0	0.00	0
	その他の指示はかり	0	0	0	0	0.00	0
	分銅	0	0	0	0	0.00	0
	定量増おもり	0	0	0	0	0.00	0
	計	1	6	7	0	0.00	62,300
体積計	自動車等給油メーター	0	601	601	9	1.50	1,237,500
	小型車載燃料油メーター	0	99	99	0	0.00	205,350
	大型車載燃料油メーター	0	39	39	0	0.00	102,900
	簡易燃料油メーター	0	1	1	0	0.00	1,600
	定置燃料油メーター	0	1	1	0	0.00	2,050
	水道メーター	5,756	0	5,756	104	1.81	463,620
	液化石油ガスメーター	0	6	6	0	0.00	38,400
	微流量燃料油メーター	0	0	0	0	0.00	0
	計	5,756	747	6,503	113	1.74	2,051,420
アネロイド型血圧計	45	0	45	0	0.00	6,750	
合計	5,802	1,731	7,533	139	1.85	2,805,070	

【特定計量器の検定実績の推移】

年 度	検 定 数			不合格数	不合格率 (%)	検定手数料 (円)
	製造	修理	計			
令和元年度	43	1,554	1,597	50	3.13	1,867,520
令和2年度	619	1,593	2,212	21	0.95	2,155,920
令和3年度	425	1,634	2,059	20	0.97	2,286,800
令和4年度	6,549	1,565	8,114	101	1.24	2,602,970
令和5年度	5,802	1,731	7,533	139	1.85	2,805,070

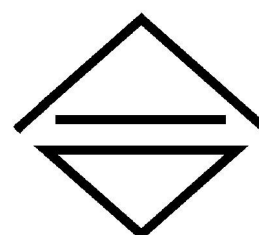
第4 基準器検査（法第102条）

基準器は、特定計量器の検定・検査の基準として用いられているほか、特定計量器の製造・修理事業者等が事業を行うのに必要な設備として使用されるため、高い精度が要求され種類ごとに有効期間が定められています。（基準器検査規則第21条）

基準器検査は経済産業大臣や都道府県知事等が実施していますが、次の主な基準器は、都道府県知事が実施しています。（計量法施行令第25条、

基準器検査規則第4条・第5条）

基準器検査に合格した計量器には、基準器検査証印を付しています。



基準器検査証印

1. 主な基準器の検査有効期間

【主な基準器の検査有効期間】

基準器の種類		有効期間	備 考
長さ基準器	タクシメーター装置検査用基準器	4年	
質量基準器	(1) 鋳鉄製又は軟鋼製の基準分銅	1年	
	(2) (1)に掲げるもの以外の基準分銅	5年	(特級基準分銅を除く。)
	(3) (1)又は(2)に掲げる以外のもの	3年	・ひょう量が2t以下の基準手動天びん又は基準直示天びんであって目量又は感量がひょう量の1/4000以上のもの ・ひょう量が5t以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の1/20000以上のもの
体積基準器	液体メーター用基準タンク	5年	全量が25 L未満（燃料油メーター用）
		8年	全量が1000 L未満（水道メーター用）

2.基準器検査実績

【令和5年度 基準器検査実績】

基準器の種類	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
タクシーメーター装置検査用基準器	2	0	0.00	26,800
一級基準分銅	0	0	0.00	0
二級基準分銅	23	0	0.00	14,720
三級基準分銅	0	0	0.00	0
液体メーター用基準タンク	7	0	0.00	95,200
計	32	0	0.00	136,720

【基準器検査実績の推移】

年度	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
令和元年度	38	0	0.00	81,200
令和2年度	78	0	0.00	27,000
令和3年度	2	0	0.00	27,000
令和4年度	60	0	0.00	151,500
令和5年度	32	0	0.00	136,720

第5 依頼検査

事業者等の申請に基づき、分銅（1t 以下の実用基準分銅又はこれに準ずる性能を有する分銅）の誤差について、1 級～3 級基準分銅の基準器公差に対する適合検査をしています。

【令和5年度 依頼検査実績】

種別	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
1級	0	0	0.00	0
2級	0	0	0.00	0
3級	0	0	0.00	0
計	0	0	0.00	0

【依頼検査実績の推移】

年度	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
令和元年度	4	0	0.00	10,240
令和2年度	1	0	0.00	3,200
令和3年度	6	0	0.00	16,640
令和4年度	0	0	0.00	0
令和5年度	0	0	0.00	0

第6 特定計量器の定期検査（法第19条）

取引又は証明に使用される質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）は、都道府県又は特定市町村が行う定期検査を受けるよう計量法で規定されています。定期検査は2年に1回とされており、令和5年度は、南アルプス市、甲斐市（旧竜王町・旧敷島町）、上野原市（旧上野原町）、中央市（旧玉穂町・旧田富町）、昭和町、小菅村、丹波山村、富士吉田市、都留市、山梨市（旧山梨市）、大月市、韮崎市、甲州市（旧塩山市）について実施しました。

定期検査には集合検査と所在場所検査があり、ひょう量が250kgを超えるものや建物に固定されているなど集合検査を受けられないはかりについては、計量器の所在場所で検査を実施しています。

なお、検査に合格した計量器には消費者にもよく分かるよう合格シールを貼り、不合格の計量器については、検定証印を抹消し不合格理由書を交付するとともに、修理・廃棄等の事後処理について報告を受けています。



合格シール

不合格シール

1. 定期検査実績

※ 平成22年度から（一社）山梨県計量協会へ委託しています。

【令和5年度 定期検査実績（地区別）】

区 分	受検戸数	検査数	不合格数	不合格率 (%)	検査日数	
集合検査	南アルプス市	284	650	7	1.08	9
	甲斐市（旧竜王町・旧敷島町）	73	137	1	0.73	3
	上野原市（旧上野原町）	41	102	0	0.00	4
	中央市（旧玉穂町・旧田富町）	18	39	0	0.00	1
	昭和町	41	57	0	0.00	1
	小菅村	7	30	0	0.00	1
	丹波山村	8	10	0	0.00	1
	富士吉田市	96	270	3	1.11	3
	都留市	58	151	2	1.32	3
	山梨市（旧山梨市）	87	218	1	0.46	4
	大月市	45	122	0	0.00	3
	韮崎市	85	236	0	0.00	4
	甲州市（旧塩山市）	67	147	1	0.68	4
	対象外地区	5	13	0	0.00	0
計	915	2,182	15	0.69	41	
所在場所検査	29	241	4	1.66	21	
合 計	944	2,423	19	0.78	62	

【令和5年度 定期検査実績(能力別)】

		集合検査		所在場所検査		合 計		
		検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	
指示はかり	直線目盛	5 (0)	0	0 (0)	0	5 (0)	0	
	直線目盛 以外の はかり 又は 電気式 はかり	100kg以下	1,275 (409)	14	191 (18)	3	1,466 (427)	17
		250kg以下	167 (153)	1	13 (13)	0	180 (166)	1
		500kg以下	6 (6)	0	1 (0)	0	7 (6)	0
		1t以下	0 (0)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
		2t以下	0 (0)	0	1 (1)	1	1 (1)	1
		5t以下	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
		10t以下	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
		20t以下	0 (0)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
		30t以下	0 (0)	0	1 (1)	0	1 (1)	0
		40t以下	0 (0)	0	9 (9)	0	9 (9)	0
		50t以下	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0
50t超	0 (0)	0	0 (0)	0	0 (0)	0		
手動指示併用はかり		14	0	0	0	14	0	
手動はかり	棒はかり	1	0	0	0	1	0	
	手動 天びん	1万分の1未満	0	0	0	0	0	0
		1万分の1以上	0	0	0	0	0	0
	皿手動 はかり	等比皿手動	1	0	0	0	1	0
		不等比皿手動	34	0	0	0	34	0
	台手動 はかり	100kg以下	52	0	0	0	52	0
		250kg "	22	0	0	0	22	0
		500kg "	0	0	1	0	1	0
		1t "	0	0	3	0	3	0
		2t "	0	0	0	0	0	0
		5t "	0	0	0	0	0	0
		10t "	0	0	0	0	0	0
		20t "	0	0	0	0	0	0
		30t "	0	0	1	0	1	0
40t "		0	0	0	0	0	0	
50t "		0	0	0	0	0	0	
50t超	0	0	0	0	0	0		
計		1577 (568)	(15)	223 (44)	4	1,800 (612)	19	
分銅		53	0	0	0	53	0	
定量おもり		1	0	0	0	1	0	
定量増おもり		551	0	18	0	569	0	
計		605	0	18	0	623	0	
合 計		2,182 (568)	15	241 (44)	4	2,423 (612)	19	

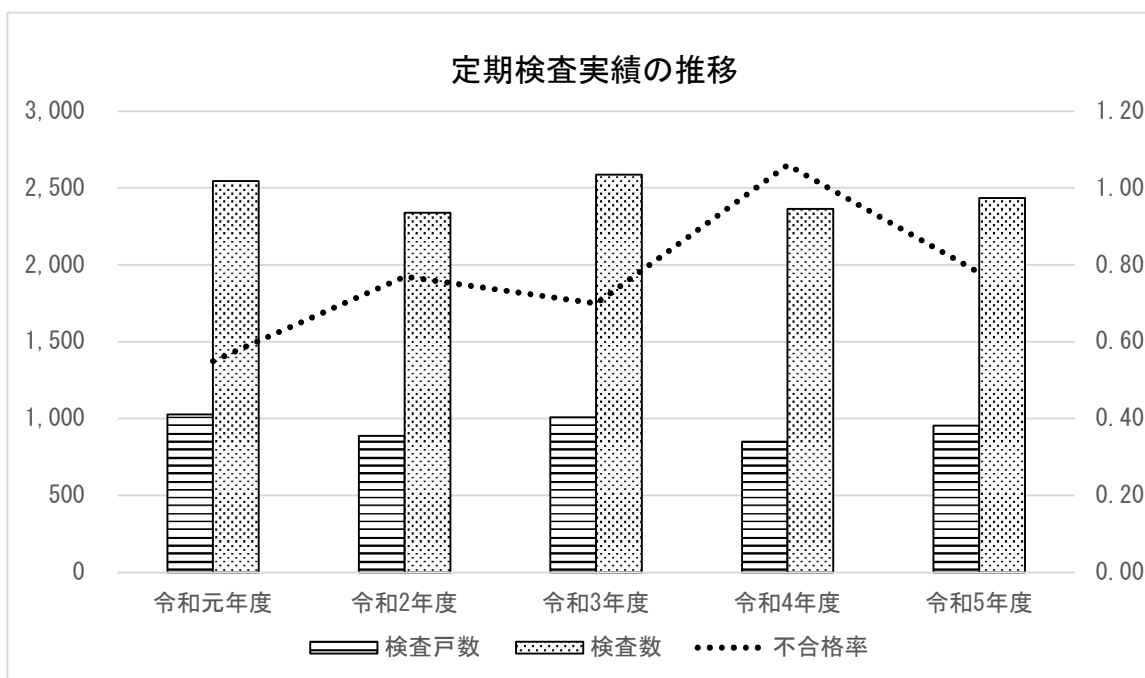
※ () は電気式はかりの検査数で内数

【令和5年度 定期検査実績(器種別)】

器種	検査数	不合格数	不合格率(%)	不合格の主な理由						
				器差	四隅	感じ	目盛	併用	構造	零点
電気式はかり	612	12	1.96	12						
手動天びん	0	0	0.00							
等比皿手動はかり	1	0	0.00							
棒はかり	1	0	0.00							
その他の手動式はかり	113	0	0.00							
ばね式指示はかり	1,054	7	0.66	7						
手動指示併用はかり	14	0	0.00							
その他の指示はかり	5	0	0.00							
分銅	53	0	0.00							
定量おもり	1	0	0.00							
定量増おもり	569	0	0.00							
計	2,423	19	0.78	19	0	0	0	0	0	0

※計量証明検査分を除く

年度	検査戸数	検査数	不合格数	不合格率(%)
令和元年度	1,028	2,544	14	0.55
令和2年度	888	2,339	18	0.77
令和3年度	1,008	2,586	18	0.70
令和4年度	850	2,364	25	1.06
令和5年度	944	2,423	19	0.78



2.定期検査に代わる計量士の検査（法第25条）

この事業（以下「代検査」という。）を行おうとする計量士は、検査を行う場所を管轄する都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならないことになっています。

また、商店・事業所等は、使用する計量器について代検査を受けた旨の届出書を都道府県知事又は特定市町村の長に提出すれば、法第19条の定期検査受検義務が免除されます。



合格シール例

【令和5年度 定期検査に代わる計量士の検査実績】

特定計量器の種類	検査数	不合格数	不合格率 (%)	不合格の主な理由						
				器差	四隅	感じ	目盛	併用	構造	零点
電気式はかり	1034	10	0.97	10						
手動天びん	0	0	0.00							
等比皿手動はかり	0	0	0.00							
棒はかり	0	0	0.00							
その他の手動はかり	10	0	0.00							
ばね式指示はかり	62	0	0.00							
手動指示併用はかり	3	0	0.00							
その他の指示はかり	0	0	0.00							
分銅	15	0	0.00							
定量おもり	0	0	0.00							
定量増おもり	46	0	0.00							
計	1170	10	0.85	10	0	0	0	0	0	0

年度	検査数	不合格数	不合格率(%)
令和元年度	1,076	4	0.37
令和2年度	787	7	0.89
令和3年度	1,006	5	0.50
令和4年度	810	3	0.37
令和5年度	1,170	10	0.85

第7 計量証明検査（法第116条）

計量証明事業者が計量証明に使用する特定計量器（質量計、濃度計、騒音計、振動レベル計）は、都道府県知事が行う検査を受けるよう計量法で規定されています。検査の実施周期は、質量計では2年に1回、騒音計・濃度計・振動レベル計では3年に1回と定められています。

なお、定期検査と同様に計量士による計量証明検査に代わる検査を受けた場合は、計量士による検査を行った旨の届出書を都道府県知事に提出すれば受検義務が免除されます。

【令和5年度 計量証明検査実績】

区分			県による検査(計量証明検査)※				計量士による検査(法第120条)			
			事務所数	検査数	不合格数	不合格率(%)	事務所数	検査数	不合格数	不合格率(%)
一般	質量計	電気式はかり	12	12	0	0.00	2	2	0	0.00
		手動式はかり								
		指示はかり								
環境	騒音計	普通					3	5	0	0.00
		精密					2	4	0	0.00
	振動レベル計						3	7	0	0.00
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計						6	8	0	0.00
	化学発光式窒素酸化物濃度計						2	2	0	0.00
	磁気式酸素濃度計						1	1	0	0.00
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計						1	1	0	0.00
計			12	12	0	0.00	20	30	0	0.00

※平成22年度から質量計の計量証明検査は(一社)山梨県計量協会へ委託している。

第8 立入検査（法第148条）

1. 特定計量器に係る立入検査

定期検査の対象とならない検定有効期間のある特定計量器については、台帳及び調査表を基に、有効期限切れの特定計量器を使用していると思われる市町村や事業所等への立入検査を実施し、不適正特定計量器の排除に努めています。

令和5年度については、次のとおり実施しました。

- ・対象特定計量器 液化石油ガスメーター
- ・実施対象 経済産業省登録事業者
- ・実施時期 令和6年3月4日

【令和5年度 特定計量器に係る立入検査】

	検査数	適正数	不適正数
立入事業所	2	2	0
検査計量器	2,609	2,609	0

2. 計量関係事業者への立入検査

特定計量器の製造・修理事業者や計量証明事業者、適正計量管理事業所等について、定期的に事業場への立入検査を実施し、適正な計量の実施が確保されるよう指導を行っています。

	検査数	文書指摘事業者数	主な指導事項
指定製造事業者	1	0	-
届出製造事業者	2	1	届出書記載事項の変更等
届出修理事業者	3	0	-
計量証明事業者(一般)	6	3	計量証明書の記載事項等
計量証明事業者(環境)	7	0	-
適正計量管理事業所	1	0	-
合計	20	4	

3. 商品量目立入検査

全国的に販売・消費されている商品や消費生活関連物資で、消費者保護の観点から量目公差（量目誤差の許容範囲）を課すことが適当である商品は、特定商品として計量法で定められています。前期（6月～8月）及び後期（10月～12月）に全国一斉量目取締りの一環として、スーパーマーケットや中小小売店等に立入検査を実施し、違反者に対しては是正のための指導を行い特定商品が適正に販売されるよう努めています。

【令和5年度 商品量目立入検査実績】詳細 P19

実施期間	実施地区	検査店舗数	違反店舗数
前期 6月～8月	南アルプス市、甲斐市、上野原市、中央市、昭和町、小菅村、丹波山村	8	0
後期 10月～12月	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲州市	8	2

4. 苦情等への対応

一般県民（消費者）から寄せられる苦情申し立てや他の行政機関から提供される情報に対して、内容の調査のために随時立入検査を実施し、必要に応じて指導を行っています。

【令和5年度 商品量目立入検査実績】

項目		検査戸数	不適正		検査数	検査結果の内訳				量目不足の主な原因			
			戸数	同率(%)		ガイドラインに定める過量	正量	量目不足		風袋量の無視・軽視	乾燥等の自然減量	その他	
商品分類		個数			同率(%)								
特定商品	食肉類	食肉	15	0	0.0%	225	0	224	0	0.0%	0	0	0
		食肉の加工品	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0
	魚介類	魚介類	16	0	0.0%	195	0	195	0	0.0%	0	0	0
		魚介類の加工品	9	0	0.0%	55	0	55	0	0.0%	0	0	0
	野菜	野菜	16	1	6.3%	160	1	159	1	0.0%	0	0	1
		野菜の加工品	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0
		農産物の漬物	3	0	0.0%	15	0	15	0	0.0%	0	0	0
	果実	果実	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0
		果実の加工品	3	0	0.0%	15	0	15	0	0.0%	0	0	0
	調理食品	調理食品	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0
		つくだに	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0
		その他の調理食品	16	0	0.0%	170	0	170	0	0.0%	0	0	0
		茶類	4	0	0.0%	20	0	20	0	0.0%	0	0	0
		菓子類	8	0	0.0%	45	0	45	0	0.0%	0	0	0
		精米及び精麦	3	0	0.0%	15	0	15	0	0.0%	0	0	0
		穀類(豆類及び粉類)	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0
		穀類(豆類及び粉類)の加工品	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0
		めん類	5	1	20.0%	30	2	27	1	0.0%	0	0	1
		調味料類	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0
	その他	食品	2	0	0.0%	10	0	10	0	0.0%	0	0	0
	非食品	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	
	非特定商品	0	0	0.0%	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	
計		100	2	2.0%	955	3	950	2	0.2%	0	0	2	

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正				検査件数	不適正		不適正事業者の措置		
				戸数		同率(%)			件数	同率(%)	現場での口頭注意	文書等による指導	勧告法第15条
		延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数						
8	24	100	16	2	2	2.0%	12.5%	955	2	0.2%	0	2	0

第9 計量思想の普及啓発等

1.計量記念日事業

「正しくはかること」について広く県民に知っていただくため、(一社)山梨県計量協会と連携し、計量記念日(11月1日)及び計量強調月間(11月)に合わせて、次の事業を実施しています。

令和5年度については、山梨県計量検定所が入る東八代合同庁舎内にポスターの掲示、パンフレット・リーフレットの設置をするとともに、ポスターの掲示を市町村に依頼しました。また、計量記念日のPRマグネットシートを公用車に掲示し、「県民の日」記念行事での計量ゲームの実施、パンフレット配布等を行いました。

<計量記念日のPRマグネットシート>



<「県民の日」記念行事(令和5年11月19日)>

2.その他

(1) 特定計量器の定期検査に係る事務打合せ

定期検査を円滑かつ適切に実施するため、委託先の(一社)山梨県計量協会及び検査を実施する地区の市町村担当者と、令和5年7月5日(令和5年度後期分)・令和6年2月14日(令和6年度前期分)に、事務の打ち合わせを行いました。

(2) タクシーメーター装置検査有効期間満了に伴う集中検査についての資料配付

県内A・B両地区約600台のタクシーの装置検査を集中して実施するため、県タクシー協会及びタクシーメーター修理事業者に関係資料を配付し、業務内容を周知しました。

□巻末資料□

【特定計量器製造事業者一覧】

令和6年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者(事業所)の住所・電話番号	事業の区分
(株)フルヤテクニカ	404-0041	甲州市塩山千野508 TEL:0553-32-1966	圧力計第1類 圧力計第2類
富士電機(株) 東京工場 双葉分室	210-0856 400-0105	神奈川県川崎市川崎区田辺新田1-1 (甲斐市下今井732) TEL:0551-28-7301	濃度計第1類
(従たる事業場) (株)タツノ	108-8520 400-0046	東京都港区三田3丁目2-6 (甲府市下石田2丁目21-25) TEL:050-9000-5623	自動車等給油メーター 大型車載燃料油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
(従たる事業場) トキコシステム ソリューションズ(株)	230-0051 400-0845	神奈川県横浜市鶴見区中央3-9-27 (甲府市上今井町1470-4) TEL:050-3537-1584	自動車等給油メーター 大型車載燃料油メーター 小型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
横河マニュファクチャリング(株)	180-8750 400-8558	東京都武蔵野市中町2丁目9-32 (甲府市高室町155) TEL:055-243-0382	濃度計第1類 排水積算体積計等 水道メーター第1類 水道メーター第2類 照度計
(株)山梨オーバル	400-0806	甲府市善光寺1丁目27-25 TEL:055-233-9147	微流量燃料油メーター
(株)富士テクニクス	403-0004 403-0008	富士吉田市下吉田9丁目35-24 (富士吉田市下吉田東1丁目22-17) TEL:0555-24-1222	圧力計第1類
(株)計測技術管理センター	406-0801	笛吹市御坂町成田2722-1 TEL:055-242-7685	質量計第1類 質量計第2類 分銅等 ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
(株)Toshin	409-3801 405-0025	中央市中楯1357 (山梨市一町田中185) TEL:055-269-9057	水道メーター第1類
山陽精工(株)	409-0616 409-0622	大月市猿橋町小沢1435 (大月市七保町下和田1150) TEL:0554-22-1036	血圧計第一類
(従たる事業場) (株)インダ	606-8392 400-0047	京都府京都市左京区聖護院山王町44 (甲府市徳行4丁目6-10) TEL:055-230-1080	ホッパースケール 充填用自動はかり コンベヤスケール 自動捕捉式はかり その他の自動はかり

【指定製造事業者一覧】

令和6年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者(事業所)の住所・電話番号	事業の区分
(株)山梨オーバル	400-0806	甲府市善光寺1丁目27-25 TEL:055-233-9147	微流量燃料油メーター

【特定計量器修理事業者一覧】

令和6年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者(事業所)の住所・電話番号	事業の区分
山梨トヨタ自動車(株)	400-0034	甲府市宝1丁目21-29 TEL:055-222-1271	タクシメーター
甲斐日産自動車(株)	400-0845	甲府市上今井町706 TEL:055-241-2323	タクシメーター
碓井自動車(株)	400-0032	甲府市中央2丁目10-16 TEL:055-233-4300	タクシメーター
(有)松山電工社	403-0016	富士吉田市松山4丁目3-3 TEL:0555-22-3266	タクシメーター 自重計
(株)協立商会	157-0064 400-0851	東京都世田谷区給田3丁目26-19 (甲府市住吉3丁目26-17) TEL:055-235-1883	質量計第1類 質量計第2類 自動捕捉式はかり その他の自動はかり
東芝テックソリューションサービス(株)	141-0022 400-0828	東京都品川区東五反田2-17-2 (甲府市青葉町20-7) TEL:055-235-4343	質量計第1類
協和自動車工業(有)	400-0034	甲府市宝1丁目31-6 TEL:055-222-0446	自重計
(株)稲葉工業	409-2214	南巨摩郡南部町塩沢120 TEL:0556-64-3131	自重計
(株)高石自動車工業	400-0405	南アルプス市下宮地御崎北388 TEL:055-282-3504	自重計
(株)テラオカ	108-0014 400-0046	東京都港区芝4丁目4-13 (甲府市下石田2-21-24) TEL:055-243-1521	質量計第1類 自動捕捉式はかり その他の自動はかり

氏名(名称)	郵便番号	届出者(事業所)の住所・電話番号	事業の区分
マルネン(株)	101-0071 400-0214	東京都千代田区富士見1丁目8-19 (南アルプス市百々1841-1) TEL:055-280-5321	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター
いすゞ自動車首都圏(株)	156-0057 409-3853	東京都世田谷区上北沢5丁目11-1 (中巨摩郡昭和町築地新居751-28) TEL:055-230-8811	自重計
(有)塩山車検センターサービス	404-0036 400-0813	甲州市塩山熊野993 (甲府市向町507-1) TEL:055-233-6640	自重計
(株)インダ	606-8392 400-0047	京都府京都市左京区聖護院山王町44 (甲府市徳行4丁目6-10) TEL:055-230-1080	質量計第1類
UDトラックス(株)	135-0062 409-3801	東京都江東区東雲2丁目12-43 (中央市中楯815-2) TEL:055-230-7624	自重計
山梨日野自動車(株)	406-0801	笛吹市御坂町成田2428 TEL:055-261-6200	自重計

【環境計量証明事業者一覧】

令和6年3月31日 現在

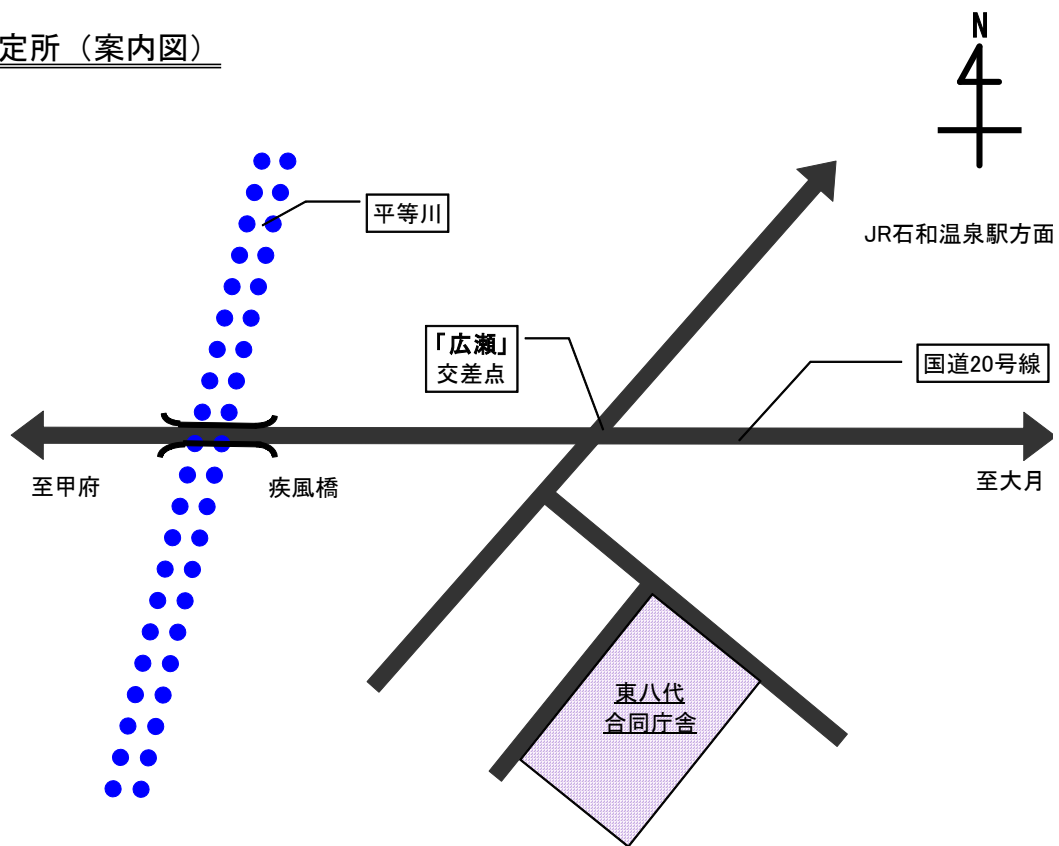
氏名(名称)	郵便番号	届出者(事業所)の住所・電話番号	事業の区分
(株)環境計量センター	421-0113 400-0415	静岡県静岡市駿河区下川原1-15-15 (南アルプス市宮沢129-1) TEL:055-284-8131	濃度(水・土壌)(大気)
(株)山梨県環境科学検査センター	400-0111	甲斐市竜王新町2277-12 TEL:055-278-1600	濃度(水・土壌)(大気) 音圧レベル 振動加速度レベル
(有)韮崎環境メンテナンスサービス	407-0024 407-0031	韮崎市本町2丁目2-47 (韮崎市龍岡町若尾新田848) TEL:0551-22-1805	濃度(水・土壌)
(株)メイキョー	400-0047	甲府市德行2丁目2-38 TEL:055-228-2858	濃度(水・土壌)(大気) 音圧レベル 振動加速度レベル
(有)山梨環境分析センター	402-0045	都留市大幡1110 TEL:0554-45-6696	濃度(水・土壌)
(株)富士企画	405-0074 400-0828	笛吹市一宮町国分1014 (甲府市青葉町4-9) TEL:055-233-3163	音圧レベル 振動加速度レベル
(公財)山梨県下水道公社	406-0046	笛吹市石和町東油川字北畑417 TEL:055-263-2738	濃度(水・土壌)
(株)総合環境分析	226-0003 400-0306	神奈川県横浜市緑区鴨居一丁目13-2 (南アルプス市小笠原6) TEL:055-283-6155	濃度(水・土壌)(大気)
(株)アセラ	400-0826	甲府市西高橋町156 TEL:055-232-2030	濃度(水・土壌)(大気)
(株)アサノ大成 基礎エンジニアリング	110-0014 409-0112	東京都台東区北上野2丁目8-7 (上野原市上野原8154-59) TEL:03-5246-4150	濃度(水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
(株)小泉	167-0051 409-1501	東京都杉並区荻窪4丁目32-5 (北杜市大泉町西井出字石堂8240-2036) TEL:0551-20-5720	濃度(水・土壌)
(一社)山梨県食品衛生協会	400-0836	甲府市小瀬町1145-1 TEL:055-242-0880	濃度(水・土壌)
(株)AKI研究所	406-0031	笛吹市石和町市部1125-1 TEL:055-267-9611	濃度(水・土壌)(大気)
(株)オリエンタルコンサルタンツ	151-0071 409-0112	東京都渋谷区本町3丁目12-1 (上野原市上野原8154-59) TEL:0554-20-5510	濃度(水・土壌)(大気)
環境未来(株)	390-1242 409-3845	長野県松本市大字和田4010-5 (中央市流通団地1丁目6-1) TEL:055-274-0788	濃度(水・土壌)(大気) 音圧レベル 振動加速度レベル
エヌエス環境(株)	105-0003 409-2212	東京都港区芝公園1丁目2-9 (南巨摩郡南部町7459-2) TEL:0556-64-8316	濃度(水・土壌)
(株)Gバイオム	403-0005	富士吉田市上吉田4840 (富士吉田市上吉田4840-1) TEL:0555-30-4841	濃度(水・土壌)
(有)三井シーズテック	400-0115 407-0031	甲斐市篠原2741 (韮崎市龍岡町若尾新田848) TEL:055-207-9805	濃度(水・土壌)(大気)

【一般計量証明事業者一覧】

令和6年3月31日 現在

氏名(名称)	郵便番号	届出者(事業所)の住所・電話番号	事業の区分
(株)河西金属商事 南工場	409-3866 409-3853	中巨摩郡昭和町西条485 (中巨摩郡昭和町築地新居803) TEL:055-275-3311	質量
(株)河西金属商事 団地工場	409-3866 409-3853	中巨摩郡昭和町西条485 (中巨摩郡昭和町築地新居1669-10) TEL:055-275-3311	質量
(株)若尾忠男商店	400-0041	甲府市上石田3丁目5-1 TEL:055-222-2278	質量
(株)中澤	400-0221	南アルプス市在家塚1235 TEL:055-282-2207	質量
甲州碎石(株) 初狩鉱業所	401-0021	大月市初狩町下初狩151 TEL:0554-25-6211	質量
日東金属(株)	400-0815	甲府市国玉町910-1 TEL:055-235-7080	質量
(株)宮入バルブ製作所	104-0061 400-0206	東京都中央区銀座西1丁目2 (南アルプス市六科1588) TEL:055-285-0111	質量
(有)山梨紙業	402-0001	都留市田野倉千の宮145 TEL:0554-45-2230	質量
(有)土橋商店	405-0018	山梨市上神内川455-1 TEL:0553-22-0285	質量
福田三商(株)	457-0071 400-0047	愛知県名古屋市中南区千竈通2丁目14-1 (甲府市德行2丁目15-13) TEL:055-233-1131	質量
日東建設(株)	400-0025 400-0212	甲府市朝日2丁目13-4 (南アルプス市下今諏訪1531-1) TEL:055-253-8211	質量
桑原重機(株)	403-0032	富士吉田市上吉田東8丁目16-14 TEL:0555-24-0222	質量
(株)田丸	406-0034	笛吹市石和町唐柏811-2 TEL:055-263-3611	質量
(株)山梨商事	404-0036 407-0022	甲州市塩山熊野1217-1 (韮崎市水神1丁目10-35) TEL:0553-32-5350	質量
(有)山梨紙業	400-0203	南アルプス市徳永1594-1 TEL:055-285-7521	質量
高野産業(株)	407-0006	韮崎市下祖母石2278 TEL:0551-23-0072	質量
(有)西本商店	402-0054	都留市田原2丁目3-23 TEL:0554-43-2946	質量
(有)峡南環境サービス	400-0501 400-0414	南巨摩郡富士川町青柳町3492 (南アルプス市戸田916-18) TEL:0556-22-4543	質量
(有)山梨カレット	400-0203	南アルプス市徳永1685-13 TEL:055-285-6250	質量
鈴健興業(株)	406-0812	笛吹市御坂町下黒駒1602-8 TEL:055-261-3111	質量
(株)コーエー	409-1306	甲州市勝沼町山字比久尼847-1 (甲州市勝沼町山847) TEL:0553-33-7721	質量
安藤紙業(株)	421-3203 406-0841	静岡県静岡市清水区蒲原1-8-37 (笛吹市境川町大坪264-1) TEL:055-244-6353	質量
(有)富士カレット	400-0053	甲府市大里町536 TEL:055-243-3355	質量

計量検定所（案内図）



山梨の計量年報

令和5年度事業
(令和6年度版)

山梨県計量検定所
〒406-0035 笛吹市石和町広瀬 785
(東八代合同庁舎 1階)
TEL 055-261-9130 FAX 055-261-9132

[ホームページ URL]

<https://www.pref.yamanashi.jp/keiryo/index.html>
